

第3回定例会（会議録）

開 催 日	平成30年3月22日（木）
開 催 場 所	本庁舎 第3・4会議室
開 催 時 間	午後2時00分～午後5時03分
出 席 委 員	堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、佐藤明美、溝口正己
欠 席 委 員	なし
出 席 者	教育長始め事務局職員9名
傍 聴 人	5人
議 事 日 程	<p>日程第1 教育長あいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第22号 あま市教育相談センター施行規則の一部改正について</p> <p>議案第23号 あま市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱について</p> <p>議案第24号 平成30年度生涯学習施設免除団体について</p> <p>議案第25号 平成30年度体育施設免除団体について</p> <p>議案第26号 あま市スポーツ推進委員の委嘱について</p> <p>議案第27号 あま市地域スポーツ員の委嘱について</p> <p>議案第28号 後援申請について</p> <p>議案第29号 区域外就学申請について（非公開）</p> <p>議案第30号 指定学校変更願申請について（非公開）</p> <p>議案第31号 適応指導教室入室申込書について（非公開）</p> <p>議案第32号 特別支援学級の入級について（非公開）</p> <p>議案第33号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価報告書について ・平成30年度あま市教育委員会学校医等委嘱者名簿について ・あま市教職員の多忙化解消に向けての方針（案） ・あま市ものしりジュニア検定のまとめについて ・あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（第3回七宝北中学校地区委員会）について ・あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（第7回甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会）について ・平成30年度人権関係行事について ・あま市内教職員人事案件について（非公開） ・あま市新学校給食センター整備事業進捗状況について（非公開） ・公文書公開請求書について（非公開） ・生徒指導（平成30年2月）について（非公開）

発 言 者	議事の概要
	【開会時刻：午後 2 時 0 0 分】
教 育 長	(開会を宣言する。)
教 育 長	(あいさつをする。)
教 育 長	前回の議事録の承認をお願いします。
委 員 全 員	(議事録に署名・押印。)
教 育 長	教育長の経過報告をします。
教 育 長	(平成 3 0 年 2 月 2 4 日～平成 3 0 年 3 月 2 2 日の経過を報告する。)
教 育 長	議案第 2 2 号「あま市教育相談センター施行規則の一部改正について」 を議題とします。
学 校 教 育 課 長	「あま市教育相談センター施行規則の一部改正について」資料を説明 する。
教 育 長	議案第 2 2 号の質疑等を許可する。
委 員	教育相談員と教育相談支援員の違いは？
学 校 教 育 課 長	従前はいじめ・不登校等学校生活での悩みの相談や学校を巡回して教 職員の相談に対する助言を 1 名で対応していましたが、今回の改正で名 称変更と業務内容も変わり 2 名対応で、主に学校へ派遣して児童生徒、 保護者等へのいじめ・不登校など学校生活に関する相談及び支援を行う こととしており、その他に適応指導教室と連携を図り不登校に関する支 援をより拡充する形で業務増と人員増で計画をしております。
教 育 長	他に宜しいでしょうか？
全 委 員	異議なし。
教 育 長	承認ということでお願いいたします。それでは、議案第 2 3 号「あま 市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱について」を議題とします。
生 涯 学 習 課 長	「あま市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱について」資料を説 明する。
教 育 長	子ども読書活動推進計画策定委員会。これは第 2 次のものでしょうか？
生 涯 学 習 課 長	計画は平成 2 5 年 4 月から 3 1 年 3 月までで、新年度において第 2 次 を策定するにあたり要綱をということであります。
教 育 長	新規ではありますが、第 2 次を策定するものです。質疑等を許可する。
委 員	5 条の任期で、「推進計画が策定される日まで」となっていますが大 体どれくらいですか？ 1 年くらい？
生 涯 学 習 課 長	1 年を見ております。
委 員	3 2 年から新しい計画で実施できるようにするのですか？
生 涯 学 習 課 長	3 1 年の 3 月に 1 次が終わりますので、その後 4 月からになります。
教 育 長	3 0 年度に策定委員会を立ち上げて、委員の皆さんの意見を聴取し、 第 2 次の計画を策定する委員会です。他に宜しいですか？
全 委 員	他に質疑等なし。
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第 2 4 号「平成 3 0 年度生涯学習施設免除団体について」及び議 案第 2 5 号「平成 3 0 年度体育施設免除団体について」を議題とします。
生 涯 学 習 課 長	「平成 3 0 年度生涯学習施設免除団体について」資料を説明する。 資料の生涯学習施設・体育施設免除団体一覧で生涯学習課関係は変更点 はありませんがスポーツ課関係で 1 点あります。

教 育 長	生涯学習施設免除団体について何かガイドラインのようなものがありますか？
生涯学習課長	資料として施行規則の別表に免除団体の規定があり、その詳細が一覧です。
教 育 長	補足を説明。官公庁10、団体21、その他18団体です。 質疑等を許可する。
委 員	この他に申請が出た場合は、その都度教育委員会で諮るのですか？
生涯学習課長	この表の団体については、この場でご承認いただければ、利用申請が出た場合は教育長決裁で減免の適用を得ることが出来ます。この表以外の団体が申請された場合は市長決裁となります。
委 員	今回は教育委員会で、個別で出された場合は市長ですか？
生涯学習課長	この表に記載のない団体が減免の申請をされた場合はそうなります。
委 員	減免だから市長ですか？
教 育 長	教育委員会にも報告をしながら、市長に決裁を仰ぐ方法になります。
委 員	もし新たな団体が出た場合、来年度はこの表の項目が増えるのですか？事前申請をいただくのですか？
生涯学習課長	団体の場合はその年1回であれば1回とし、恒常的に継続する団体であれば、またこの場でお諮りしてここに付け加えることもあり得るかと思えます。
委 員	このような場合も一々教育委員会に諮るのですか？専決規程とかありませんか？
生涯学習課長	ここに記載の団体に関しては、教育委員会内での決裁で終わるという簡略化がされ、でないところについてはその都度協議をさせていただき、減免否かは市長部局へ送り判断をいただく事としております。
委 員	今回、これを提案するにあたっては市長部局も了解をしているのですか？この団体は全額・半額免除ですよ？
生涯学習課長	これを提案するにあたっては。
教 育 長	最初は確認の意味で、このようなかたちで議案として上程させていただき、その後は専決処分ということでお願いします。
委 員	施行規則で附則の経過措置が長く書かれています、これは必要ないのではないですか？
生涯学習課長	経過措置に関しましては、従前合併前からこのようなかたちで残っていますので、それはそれが至るまでは踏襲しております。
委 員	他の局も残っていることが多いのですか？
生涯学習課長	多いです。
委 員	ただそろそろこのようなものも要らないのではないですか？一括審議する機会を持っていただいては？
委 員	附則はずっと残ってきますので、ここへ出す時に抜粋だから除いても。
教 育 長	略というかたちで。次年度からその様な提案の仕方です事務局留めておいてください。確認をします。議案の第24号は原案通り承認で宜しいでしょうか？
全 委 員	異議なし。
教 育 長	承認ということで次に進みます。議案第25号「平成30年度体育施設免除団体について」を議題とします。
ス ポ ー ツ 課 長	「平成30年度体育施設免除団体について」資料を説明する。先程の

	生涯学習課と同様で、免除団体一覧は同じものです。
教 育 長	体育施設の関係です。質疑等を許可する。
委 員	別表第3の全額免除で生涯学習施設の表と項目が異なっていますが、
	統一されてはどうですか？
教 育 長	何か理由がありますか？
ス ポ ー ツ 課 長	一般的に1～4の間に含んで他は免除しない考えで進んで来て、ご指
	摘の生涯学習課関係と同じ市の施設で統一を図りたいと思いますので、
	宜しくお願い致します。
教 育 長	生涯学習課とスポーツ課と協議していただき、(4)で補い(5)は
	削除しても、その辺りは検討して委員会会議で諮ってください。他に宜
	しいですか？内容ですので確認したいと思います。議案第25号は原案
	承認で宜しいでしょうか？
全 委 員	異議なし。
教 育 長	承認ということで次に進みます。議案第26号「あま市スポーツ推進
	委員の委嘱について」を議題とします。
ス ポ ー ツ 課 長	あま市スポーツ推進委員名簿で24名掲載していますが、任期が平成
	30年3月31日で2年の任期が満了することで、新たに4月からご承
	認をいただきたいと思います。この方については24名継続で引き受け
	ていただけるということで同じ名簿になりますが掲載しましたのでよろ
	しくお願い致します。
教 育 長	24名については全員継続ということで新規はありませんですね？
ス ポ ー ツ 課 長	はい。参考に規則を添付しました。
教 育 長	提案の24名引続きです。質疑等を許可する。
委 員	24名の枠は固定なんですか？
ス ポ ー ツ 課 長	規則の第3条で「30人以内とする。」となっていますので、30名
	まで可能なのですが、中々引き受けていただけないので、現状維持で2
	4名となっています。協力者がいれば30名まで増やすことはできます。
委 員	地域的にどうですか？
ス ポ ー ツ 課 長	七宝が少なく7人です。
委 員	地域的なバランスは考えてみえますか？
ス ポ ー ツ 課 長	一応は考えています。七宝地区でお願い出来る方を探していますが、
	旧他町も同じで止むを得ずお願いしている状況です。
教 育 長	宜しいでしょうか？30名までですので、委員の中でどなたか紹介し
	ていただけの方がありましたらスポーツ課までお願いします。それでは
	確認させていただきます。議案第26号は原案通り承認で宜しいでしょ
	うか？
全 委 員	異議なし。
教 育 長	承認ということで次に進みます。議案第27号「あま市地域スポーツ
	委員の委嘱について」を議題とします。
ス ポ ー ツ 課 長	先程の委員と同じで2年の任期で30年3月31日で任期が切れる為
	新たに名簿を提出する。旧美和・七宝は継続で、甚目寺地区については
	区長推薦で継続6名であとは新規です。定数は100名以内ですが58
	名で活動していただいております。
教 育 長	提案について質疑等を許可する。
委 員	合併前ですが旧甚目寺の場合、町民体育祭において各地区のスポーツ

	委員が選手集めを中心に活動していたのですが、あま市になって市民体育祭等されていませんが、主にどのような事をされているのかを市民の方に問われましたので、活動内容をお聞きします。
スポーツ課長	元々旧地区で例えば美和地区の場合学区対抗、七宝・甚目寺は大字対抗の運動会の出場者を集めていただくことが主な仕事だったのですが、一つの地区で運動会を継続するには経費・人が集まらない等で、昨年度からあま市全体で地域スポーツ推進員で何かを開催しようと、フライングディスク大会を各地区で120名を集め予選会を行い、各上位30名の90名で決勝大会を行っています。好評にて参加いただいております。あと「ラジオ体操の集い」に募っていただいている。また教育委員会主催行事の参加者集めに協力していただいております。
教育長	宜しいですか？
生涯学習課長	あま市公民館条例施行規則第5条第1項第2号に基づきまして利用団体の減免・免除団体について、ご承認していただくものです。
スポーツ課長	あま市体育施設の管理及び運営に関する規則第6条第1項第2号の規定により、利用団体の減免・免除団体についてご承認していただくものです。
教育長	第2条にスポーツ委員の職務が記載されていますが、間口が非常に広くご理解いただけない部分があると思いますが、いろんな形でスポーツ委員さんにそれぞれの地域で今はフライングディスクをしていただいておりますが、その運営の中心になって、また市の教育委員会の行事、スポーツ推進委員の手助け等幅広く活動していただいております。多くの方に参加・協力していただけるといいのかなと思います。議題27号については承認で宜しいでしょうか？
全委員	異議なし。
教育長	承認ということで次に進みます。議案第28号「後援申請について」を議題とします。
生涯学習課長	生涯学習課からは、教育長専決処分3件と審議案件2件の計5件であります。
	①障がいのある方への“はたらく”情報発信フェア2018in海部東部 (海部東部障害者総合支援協議会)
	②第16回わんぱくすもう海部津島場所 (一般社団法人海部津島青年会議所)
	③第16回紙ひこうき大会(わくわくあま)
	④AMA音楽祭(文化で夢づくり)
	⑤創立三十周年記念公演 演目「由良港千軒長者三庄太夫一代記」 (甚目寺説教源氏節もくもく座)
	①～⑤の事業内容、開催期日、場所等説明をする。①～③は許可実績があり専決処分。④の団体は承認実績が空欄ではあるが過去に実績があります。⑤は4年半前に許可実績がありますが改めてご審議願います。
教育長	①～③は毎年申請許可していますので専決。④は今回初めてですが、同団体は他のところで承認実績がある。⑤については以前の事で再度審議の提案がありました。①～③は専決で宜しいですね。④について代表者はあま市に文化芸術に貢献していただいております。質疑等を許可する。

委員	今まではこの様な事はされていなかったのですか？
生涯学習課長	されてきました。他の団体と共催をされており、その団体は後援申請の実績はあります。この団体が団体としては今回初めて申請されました。
スポーツ課長	日頃は本庁舎近くの喫茶店でコンサート等イベントを開催されています。
教育長	要綱にもアマチュアには配慮されている。確認します。④について承認で宜しいでしょうか？
全委員	異議なし。
教育長	承認ということで、⑤については実績がありますが、この団体も毎年いろんなところで説教源氏節の復活をされ伝統継承を積極的に展開されています。承認で宜しいでしょうか？
委員	確認ですが収支で助成金50万とありますが損保ジャパンからですか？
生涯学習課長	民間団体の助成金で、交付申請を毎年出されて取得されています。
教育長	途絶えたものを復活継承されています。
委員	市の文化財等はまだまだですか？
生涯学習課長	浄瑠璃を演じますが、もともとの太夫のお宅があって6代目で途絶え、現当主がそれを継承されなく、もったいないということで地元の方々が最初は公民館の講座から出発し、講座から自力で「もくもく座」を立ち上げ、調査等しながら自分たちで伝統芸能ではあるが新たな創作を加え浄瑠璃を上演されています。
教育長	毎年市内でも公演され、小学校でも公演し、活動はしっかりされています。また国民文化祭へも出演していただきました。承認で宜しいですか？
全委員	異議なし。
教育長	承認とします。続いてスポーツ課お願いします。
スポーツ課長	スポーツ課からは、教育長専決処分の1件です。 ⑥第8回あま市オープンバドミントン大会個人戦 (あま市バドミントン協会) ⑥の事業内容、開催期日、場所等説明をする。
教育長	⑥については毎年開催され8回目です。承認で宜しいでしょうか？
全委員	異議なし。
教育長	承認ということで、議案29～33号は非公開で後に回し、日程5のその他事項に入ります。「学校評価報告書について」を議題とします。それぞれの学校から総括表を、但し七宝小学校は今年度コミュニティスクールの実践がありましたので、その評価について掲載させていただき、それ以外は総括表で概略集ということで、細かいアンケート等につきましては、各学校のホームページにアップしてありますので、それぞれ見ていただき次回ご意見をいただくかたちでお願いしたいと思います。学校評価に基づいて30年度のそれぞれの学校経営方針等々について、参考にして立案することで宜しく願いいたします。質疑等を許可する。
全委員	質疑なし。
教育長	それでは次の「平成30年度あま市教育委員会学校医等委嘱者名簿について」を議題とします。説明をお願いします。
学校教育課長	「平成30年度あま市教育委員会学校医等委嘱者名簿について」の資料を説明する。学校医、歯科医、眼科医、薬剤師を委嘱し、地区内訳は

	七宝地区20名、美和地区20名、甚目寺地区26名です。
教 育 長	質疑等を許可する。今年度何人ぐらいの異動がありますか？
学 校 教 育 課 長	学校医で世代交代、眼科医の新規加入がありました。
教 育 長	表に産業医がいますが、教職員数が50名を超えると配置となってい
	ますので、表記に産業医としています。多忙化の部分で在校時間が80
	時間・100時間を超える場合は、校長から産業医へ指南を受ける指導
	があり、全部ではありませんが学区で委嘱の産業医のところへ相談を受
	けるかたちになっています。無いところについては最寄りの産業医へ相
	談に行くことについてご承知ください。質疑等を許可する。
委 員	南中は産業医はいないのですか？
教 育 長	教職員数が50名以下ですのでいません。いまは美和中、甚中、南小
	に配置されています。
委 員	学校医、薬剤師等配置基準がありますか？学校ごとに人数が違います
	のでどうですか？
教 育 部 長	基準は特に、計算で各校児童生徒で割り当てると差はあります。これ
	は旧町の流れで、各地区で医師等を決めていますので何人というのは。
委 員	報酬はどのようなかたちでされていますか？
学 校 教 育 課 長	報酬は市の条例で基本額と生徒1人に対しての単価加算額で算出。
委 員	産業医はどのように支出されていますか？職務も違いますがどうです
	か？
学 校 教 育 課 長	年額で支給しています。
委 員	所属がない方はどうなんですか？
学 校 教 育 課 長	廃業されていますが資格及び医師会と本人の承諾を得ての委嘱です。
委 員	医師の多いところは、その年によってローテーションで振り分けされ
	ているんですか？
学 校 教 育 課 長	学校医、歯科医は割り当てで、眼科医については就学前検診や6月ま
	での受診期間等から医師で割振りをお願いしています。
教 育 長	事務局も確認しながら大事なことですので、経費もたくさん掛かって
	いますのでしっかりとお願いします。他に質疑等宜しいですか？
全 委 員	異議なし。
教 育 長	承認ということで、次の「あま市教職員の多忙化解消に向けての方針
	(案)について」を議題とします。
教 育 部 次 長	「あま市教職員の多忙化解消に向けての方針(案)について」、これ
	は平成29年3月に愛知県の多忙化解消プランが出され、これを受けて
	校長会で何度か議論し、あま市版のプランが策定されました。趣旨、構
	成、項目等を説明する。
	今年度は七宝北中学校が県のモデル校に指定され、校長会においては、
	1年間行った結果として実践できるものは実践しようと位置づけされ、
	ここでこれを認めていただければ、4月初めに各校で校長から職員にこ
	れを示し、1年間具体的に取り組むことを伝え、夏休み前に1回見直し、
	9月に計画の立て直しを図り、2月の終わりには今年度同様に多忙化改
	善の会議で取り組みをそれぞれが発表するかたちで1年間行っていき
	たいと思っています。
	これについては教職員だけでなく、保護者の方には県がプリント(別
	途資料)を作成したもので、県の方針が羅列され、最後のところに各市

	町の頑張るところが追記できる仕様のプリントを4月に配布したいと思っています。
	あま市としては、夏休み中の学校行事として学校閉校日の設定で8月13日から16日まで。そして、勤務時間外での電話対応の在り方の見直しで、「夜間と休日の連絡はご遠慮ください。緊急の場合は、市役所へ」。部活動にかかわる活動時間や休養日等の設定の見直しで、各学校から部活動の活動計画をお示しすることを文書で配布させていただきます。
	さらに先程から勤務時間が長くなる部分については、部活動がある話をしましたが、もう1枚のプリントで中学校校長会の方も1年間部活動についてはいろいろ話をしてみました。教育委員会の方も相談を受けていますが、部活動のおかげでいろんなこともできることもあります。達成感・充実感といろいろ味わうこともできます。生徒にとって大事な事です。勤務時間を考えた時に考えなければいけないこともございますので、このようなかたちで中学校校長会でこの様な提案がありました。この提案は文科省スポーツ庁の方から「中学校の部活動の在り方についての指針」を受けてのものでございます。これも保護者へお示しして、さらには具体的に、この部はこの日を休みなり休養とか大会前は練習するけれども休みを設けるとかの活動計画を明らかにして、部活動に取り組んでいきたいと思っております。以上あま市の教職員の多忙化解消に向けての方針です。
教 育 長	今たくさん提案をさせていただきました。質疑等を許可する。
委 員	各学校各先生にお願いする部分、保護者へお願いする部分をこれから進めていかなければなりません。教育委員会としてしなければいけない部分。例えば具体的に見ていきますと68ページで「タイムカード等の設置」とありますが、これは今年度設置する予定がありますか？
教 育 部 次 長	タイムカードについては4月から各校設置で動いていて、実際美和東小学校で11月から2月の間で、効果があるか測ってみました。そうしたら客観的に自分の出勤時間と退勤時間で若干ですが早く帰ることができましたが、タイムカードですとカードの紙代の経費が掛かり、他の方法をと3月ぐらいに考え、パソコンのソフトで退勤管理ができるものがありましたので導入を検討しております。タイムカードより安価で、ランニングコストとして紙代がかかりませんので、具体的にうまく稼働ができ、皆さんに説明できれば4月当初は無理ですが、導入を早期にと考えています。
教 育 長	宜しいですか？
委 員	はい。他で69ページのスクールサポーターで司書免許を持った方を配置としていますが、具体的にお願ひ出来ているのですか？
教 育 部 次 長	今年度1月から各校に30時間ずつスクールサポーターで図書館司書を持った方を入れていきます。スクールサポーター枠で、未雇用部分で県からの配分活用で、30時間整備と読み聞かせにお願いしています。各校効果が上がり、次年度も是非との話があり、予算の中でこの分に配分しています。
委 員	司書免許取得者を探すのが大変ではないですか？
教 育 部 次 長	全員紹介していただき、司書免許取得者は大規模図書館勤務経験者等で

	有能な方です。すべての学校に配置ができます。
委員	同ページの下方で「資料で教育委員会が実施する会議で調査、研究等の精選を図ります。」このあたりの具体的な精選は何がありますか？それからその下の「学校訪問の日程等について検討し授業時間の確保に努めます。」という部分も、今までのかたち以上にこういったところが授業時間確保に向かって行く方法があるのかな？書くは書けますが、具体的にどの様な事が出来るんですか？
教育部次長	教育委員会が実施する会議だと、例えば校長会等随分時間短縮でき、さらに短縮をと思っています。資料の事前配布を行っています。
委員	校長会の会議の時間の長さということで回数は一緒ですか？
教育部次長	回数は一緒で、最初に終了時間を示し、内容はこれですと伝えることで会議時間が短くなります。各校でも実践済みで、校長会でもこのようなかたちで進めていけばいいのかなと思っています。
委員	各学校の職員会議等もそのような時間短縮を考えてみえますか？
教育部次長	今年度から取り組んでいますので、同時にできる会議は同時に行う。勤務時間の中で会議をする。勤務時間の後で当たり前に行うのが学校ですがその辺の見直しをしていくことです。あと学校訪問については、児童生徒の日常の時間帯を大きく崩さないように、今は給食を食べて子どもたちを帰していますが、普通の授業の中で学校訪問を実施するように考えております。少し生徒指導を朝早くから行って、そのあとの時間帯は公開授業、指定授業、午後からの協議会の方を四役とそれから指定授業の方に向けて実施をと思っております。
委員	全員でなく、午後から子ども達を帰すのがもったいない気がしていたので。
教育部次長	そのようなかたちで考えております。
委員	考えていることは30年度から行うということですか？
教育部次長	そうです。話は全て行っていますので準備が進んでおります。
教育長	ということで、研修会等も精選しましたし、校内研修の中で他校と一緒に講師を呼んでという様な、そのような事も含めて市主催のものを学校へ戻していく形で、自校でできる様な工夫を今年度から行っていますので、来年度もその様な方向でと思っています。
委員	コミュニティスクールの精選を図るということで、あま市17校全部ということですか？今年度は何校ですか？
教育部次長	今年度は七宝小で、来年度の取り組みは「学校運営協議会」を持つ学校で、七宝の4校と正則・甚目寺小学校でコミュニティスクールを行い、31年度は全ての学校で実施する予定であります。
教育長	他に宜しいですか？
委員	小学校だけですか？31年度は？
教育部次長	31年度は小中学校全部です。
委員	指針というのは教育委員会と校長会の連名で、これを外向けに示していくということですか？
教育部次長	これは特に対外的には考えていなく、教職員にです。
委員	教職員に対してですか？
教育部次長	はい。
委員	そうすると(1)長時間労働で学校における取り組みで、「退校時間

	を遅くとも午後8時」という表記で、何故この様な言葉が出てくるのかなど、これは逆ではないかな？定時に近づくように努めますとか、遅くとも8時に帰りますではないですか？8時ありきにと思えますが？
教 育 部 次 長	県の文面をそのまま転記したものです。8時ということには引っかかっていました。その通りです。
教 育 長	委員発言の8時ありきになりますので、提案されたように「定時に近づくように努めます。」という様なかたちを先に出すかたちにしましょうか？
委 員	学校内でも管理職の意識が大きく、校務分掌・校内でもいろいろな会議・役割が多くあると思いますが、そのようなものも管理職の方が見直すべきではないかとずっと思っていましたけれど、会議を同時にできるものは一緒に開催するという見直しを当然行ってみえると思いますが？
教 育 長	その点はどうですか？
教 育 部 次 長	それは2番の(1)の記載でそれを含んだ内容で、「教職員の果たす役割を明確にして学校マネジメントを精選します。」で、校務分掌を含めて配置・業務等明らかにしていくことが記載されています。
委 員	一番気になるのが部活動で、土・日のうちでいずれかを1日休養日にするということで、土・日は出勤、手当を支給するからという様な表記に思いますが？
教 育 部 次 長	いろいろ整理したいのですが、中学校長会で喧々諤々と協議した経緯からそのままを受けたものです。
委 員	先生方に見せると不満になりませんか？土・日は必ず部活に思いませんか？部活ありきかと思いませんか？
教 育 部 次 長	土・日のうちのいずれか1日は今年度から行っています。 今のところ大きな問題は無いです。
委 員	ふつうは勤務時間外で手当が付与されていればいいですが、その様な不満は出てきていませんか？
教 育 部 次 長	特にありません。少額の指導員手当はあります。
教 育 長	潜在的なものがありますが無くなってしまいう現状がありますので、県から指示もあって、今後、活動の指導者の面についてもいろいろと課題も多く、今年度が元年でいろいろ改善を重ねながら先生方の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間を増やしていけるように、ともに心身健康で子ども達に向き合える環境づくりをあま市の教育委員会として行っていく方針というものです。まずはこれを出しながら30年度いろいろ取り組みながら次年に向けて改善等のご意見をいただければと思います。
委 員	勤務時間外の電話対応の見直しで、先程の退校時刻と重なりますが夜間8時以降の電話は多いですか？
教 育 部 次 長	実際あります。特に中学校はあります。
委 員	それはどのような？親御さんからどういった感じで、その日の出来事に関することですか？
教 育 部 次 長	内容はいろいろです。
委 員	「夜間と休日の電話はご遠慮ください。」と書いてあると逆に大変ではないですか？
教 育 部 次 長	やむを得ない緊急の電話等が当然ありますので。
教 育 長	今年度閉校日も行いましたが特に何もなく、何かあれば市役所の当直

	がいますので、その日のうちに対応ができる態勢を常に整えていますので、電話をすれば先生が当たり前に電話に出てくれるという事がどうなのかな、保護者や地域の皆さんにも意識を変えていただくことも含めて、この趣意書を出していくのが一つの目的でもあるし、その指針がこの方針（案）というかたちで、何か文言で不適切なことがあればご意見をいただきたいと思います。
委員	部活動にかかわる指導の負担軽減で、「原則負担を分担して一人当たりの負担を軽減します。」とありますが、数を充てるか未経験者が指導に入るとかの可能性が出てきませんか？
教育部次長	当然未経験者のものも部活を持ちます。
委員	そういう不安の声とか、確かに多忙化解消の案かも分かりませんが、何かあった時の専門知識がないことが、また先生に負担が多くなるかなと、人を充てることも必要ですが、先生も影響されて顧問にならないといけないというような環境になるとか？
委員	すごい負担です。人事ですべての学校に部活で経験者を充てることはありえないので、それは今でも先生方の負担になっています。それを考えるにはご理解していただくしかない。
教育長	部活動を行ってきて、部活経験がない先生はかなりの負担で、県教委で指導方法等など研修会を開催しますがやはり未経験者は大変であって、今後においては30年度は踏み出していませんが、国・県では部活動の補助員の配置の予算を組んでも、体罰の問題とか福祉的な事もありますので、もう少し研究をしながら、地域の方の手助けや体育協会傘下の方を学校に招き指導を受けている学校もあります。すぐに全部はいけません、少しずつ改善を市長部局と連携を図り、市民のご理解を得ながらと思っています。
委員	学校運営協議会の中での話で、コミュニティスクールの指導のところで、地域に専門的知識のある方もみえるので、その方を取り入れて回していくのもコミュニティスクールならではの話ししてみえました。
委員	学校閉校日の設定で8/13～16日はいいのですが、裏を返すとこの間は学校に誰も居ないことで、以前は学校へ侵入したり、ガラスを割るなど問題がありましたよね。こういった時こそ警備の方にきちんと見てもらうことも大切ではないかと思いました。
教育長	その辺りは当然巡回も含めて警備も入っていますので、施設の安全については教育委員会としても行っていかなければと思っています。その他にどうですか？まずはあま市教職員の多忙化解消に向けての方針案については、文言の指摘がありました。この内容で承認で宜しいでしょうか？また気になるところが有りましたら、会議終了後でもご指摘をいただければと思います。それでは承認で宜しいでしょうか？
全委員	はい。
教育長	承認。それではもう一つの「保護者のみなさまへ」を30年4月付で県教育委員会とあま市教育委員会連名のもので、特に下の四角の中は、あま市が特に努力をする事項で、これをお願いというかたちで保護者へPTA総会等を通じて、校長が説明をしながらお配りするもので、何かご指摘が有りましたらお願いします。
委員	「電話はご遠慮ください」の部分で、例えば夜間・休日については学

	校でなく市役所に繋がりますので、「ご遠慮」という言葉でない方がいい
	のではないですか？
教 育 長	皆さんどうですか？言葉の表現を事務局どうですか？
委 員	夜間・休日は学校に繋がりませんという感じで、「ご遠慮ください」
	でなくて「市役所に通じます」と。
委 員	市役所に通じた後どうなりますか？
教 育 長	当直から学校関係者へ必ず連絡が入ります。それは今まで同様に緊急
	の場合は連絡が入ります。
委 員	校長、教頭等へですか。
教 育 長	当然繋がるように緊急連絡網がありますので。事務局ご指摘について
	どうですか？
教 育 部 次 長	いろいろ考えましたが夜間と休日は市役所の方へ。
委 員	夜間と休日の緊急の場合はあま市役所へご連絡ください。学校へは繋
	がりませんという感じでどうですか？
教 育 部 次 長	夜間の電話はクレーム等も多く、宅訪等の強要で、残業している職員
	がそれに対応するのもどうかと思い、考えたうえで「ご遠慮ください。」
	でまとめました。それから夜間と休日の電話は小学校だと持ち物確認の
	問合せがあったり、特に年度初めは多いのでこの表現にしました。職員
	がいれば対応しますが、緊急性がないものまでの対応はとの思いを込め
	たまでです。
委 員	学校に対して「ご遠慮ください。」はあまり無いと思っただけです。
教 育 部 次 長	留守番電話だと緊急対応ができませんので、テープで連絡先を伝える
	ことで、基本的には受けない方向でと考えて「ご遠慮」としました。
委 員	多忙化解消対策で保護者へ伝えるので、多少強い言葉で書いてもいい
	のではないかなと思います。保護者の気持ちもわかりますが、教員の多
	忙化解消に向けた提案ですので、先程の「市役所へ」はいいかなと、学
	校で何か起きた時には、担当が事前に対応内容を伝え、多忙化解消のお
	願いと記してあるので、お願いするかたちでどうでしょうか？
委 員	保護者の方の常識があればいいが、逆に市役所にかかると困るのでは。
教 育 部 次 長	結局は学校関係者に連絡が入る。
教 育 長	保護者の立場からどうですか？
委 員	市役所への連絡は知らなかったです。また、電話を取ると数分でなく
	長時間になって対応した先生の多忙化に繋がってしまうことになります
	ね。文面だけですが最初の電話をお断りするような文面でどうですか？
	憤りがあるとどうしてもおさまりが悪くていろんな方がいます。
委 員	これはいつ出されますか？
教 育 部 次 長	4月の初めのところで出します。PTA総会でも詳しく説明します。
委 員	いろいろと考えた結果で、この文章ができたかと感じました。
教 育 部 次 長	今年度夏休み実施の閉校日についてはほとんどなく、NTTの留守番
	サービスを使用しましたが、「本日は休業日であま市役所へかけてくだ
	さい」としました。17校中2件ほどありました。
委 員	それは経費が掛かりますか？
教 育 部 次 長	月500円の日割りで少額ですが、毎日時間設定が必要で音声案内も
	定文で現状とマッチしていなかったです。ご指摘の通り「夜間・休日の
	場合はあま市役所へ」で宜しいでしょうか？他の自治体も「ご遠慮して

	ください。」の事例もありました。また時間も8時と書くと誰かいることとなりますので、夜間の時間は疑問もありますが。
委員	夜間、非行問題とかで8時以降もありますよね。
教育部次長	当然ありますし、市役所から連絡があり夜中でも職員が対応します。
教育長	それではご意見を参考にしながら最終的に事務局で判断をし、4月早々に各学校通じて保護者に中学の部活と同時に配布したいと思います。
	宜しいですか？
全委員	異議なし。
教育長	それでは、次の「あま市ものしりジュニア検定のまとめについて」を生涯学習課お願いします。
生涯学習課長	「あま市ものしりジュニア検定のまとめについて」資料を説明する。市内12校の小学6年生を対象に779人が4択25問に挑戦しました。全問正解は12名で、23点以上に優秀賞として賞状を交付と満点者にはキーホルダーを贈呈しました。
教育長	小学6年生の出前授業をしながら全員が受験していただく方法をとっています。質疑等許可する。
全委員	質疑等なし。
教育長	続いて「あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（第3回七宝北中学校地区委員会）について」をお願いします。
学校教育課長	「あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（第3回七宝北中学校地区委員会）」の資料を説明する。
	日時は平成30年3月15日（木曜日）午後2時から美和総合福祉センターすみれの里で開催。議題について順次説明する。内容は特定地域選択制1の実施に向けて対処地域等の確認や課題について再検討等。
教育長	質疑等を許可する。
	来年度については選択制実施に向けて具体的に課題を確認しながら、対象となる児童や保護者が七宝・七宝北・美和中相互をどの様に知っているか、選択をどうしていくかの検討になります。いかがでしょうか？
委員	地区委員会で、この方向で進めることを了解していただいたということですか？
学校教育課長	そうです。29年度に学校選択制の地域特定選択制と選択可能区域と導入年度については地区委員会で決まりましたというかたちです。
委員	それをどの様な方向で周知していくことについてはどうですか？
学校教育課長	それは今後です。課題と周知方法等を30・31年度で検討するところですか？
委員	委員さんはそのままですか？
学校教育課長	同じ方で協議を進めるかたちになります。
教育長	宜しいですか？それではその様に進めてまいりたいと思いますので、今後また新年度に入り委員会ごとに相談やご助言をいただきますので宜しくお願いいたします。それでは次の「あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（第7回甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会）について」事務局お願いします。
学校教育課長	「あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（第7回甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会）」の資料を説明する。
	日時は平成30年3月12日（月曜日）午後2時から美和総合福祉セ

	ンターすみれの里で開催。議題について順次説明する。内容は意見書案等を検討。
教 育 長	報告させていただいた意見書案について何かありましたら。質疑等を許可する。
委 員	意見書を真摯に受けて、教育委員会としてどのように進めていくか良いのですか？
学 校 教 育 課 長	まず、地区委員会から意見書が提出されましたので、次回またはその次ぐらいまでに、委員一人ずつにご意見を考えていただき、それを掌握して委員会としての意見を取りまとめたと思っています。
教 育 長	他に宜しいでしょうか？
	4番の今後に向けての課題で2校に限らず七宝北中の選択制を含めて情報交換の場としてお互いの学校を知ることが大事で、今後適正規模等検討していくうえでも、他を知らずしては中々難しく、今あるコミュニティのところの情報交換を進めながら情勢を教育委員会として市長部局と連携を取りながら、当委員会ではできない部分もたくさんありますので、その様な事も含めたかたちで、適正規模の委員会についてのご意見を継続して教育委員会としていただくことになりますので宜しくお願いいたします。
学 校 教 育 課 長	地区委員会の意見書にもありますが、地区でのアンケートをとりましたので、結果を回覧等で地元の方に周知をと思っています。
委 員	新たにアンケートを取られたのですか？
学 校 教 育 課 長	前回のものです。元となるこれに関してのアンケートです。
委 員	子ども達が環境の変化による児童への影響が心配だとしたら、地区を変えるのは今の子が卒業した後になるので、地域全体でアンケートを取るべきではないですかと意見を言ったままでですが、それを行うかについては考えてないですか？
学 校 教 育 課 長	まずは、今回の意見書に対してのアンケートを12月に取ったもので、結果としてこのような意見が出ましたと地区委員会から地区の方にお知らせすることが望ましいのかと思っています。
教 育 長	逆に地区委員会の中でちょっと待ってくださいという意見もあって、該当するところだけのアンケートを取らせていただいた。
委 員	在校生とその保護者の反対が圧倒的に多いが、教育委員会としては適正規模を考えないと、一方では減れば廃止を考えるということですか？引き続きいろいろな考えていくしかないですね。
教 育 長	先回委員会で話しましたが、合併して8年経ち、その中でも人口推移、市庁舎建設、都市計画の見直し、区画整理など直ぐには人口は増えない。その中で今後どうするか平成23年度に適正規模化の親会議を開催し、方針に乗って3つの地区で適正規模化で委員会を設置して協議をしています。情勢が今後どうなっていくかを含めて10年をスパンに学校の在り方の検討も市長部局と連携して公共施設の見直しの検討もされています。
	委員の皆様の意見を聞きながら17校について再度見直しという様な親会議を10年スパンのところで一度考えてみることも視野に入れて、委員の皆さんの意見を聞いて今後の大きい方針をこの1・2年作っていきたいと思います。他にご意見等宜しいですか？それでは最後の「平成

	30年度人権関係行事について」を議題とします。
学校教育課長	「平成30年度人権関係行事について」人権推進課からの資料を説明する。
教 育 長	質疑等を許可する。人権に関しては委員の皆様にも参加いただく部分もありますのでご協力をお願いしたいと思います。
委 員	人権の講演会でよい話を聞きますが、テーマによっては子ども向けでないものもありますが、子どもに直接聞かせてもいい講師の先生が結構みえて、一般市民向けと子ども向け（小学高学年、中学生）を対象にした機会もあってもどうかな、同じ講師で午前・午後に分けて話してもらうのも結構いいのかなと多々ありますので、金額的にも二部制であれば、そんなに高くはないと思いますので、そんな働きかけをしたらどうかと思います。
教 育 長	その辺りは生涯学習課を含めて、再度人権研究会の方と意見を聞きながら検討を進めてください。
委 員	去年の「スマホ」など子どもさんに直接語っていただいた方がみえます。私たちより若い子に聞かせた方がいいのかと思いましたので、テーマによっては是非考えてもらえればと思います。
教 育 長	ありがとうございます。それでは他に宜しいですか？ それでは公開の方は以上で終わります。傍聴の方々ありがとうございます。これより秘密会になりますので、傍聴者の方は退席をお願いします。
	(傍聴者退場)
【次回予定】	・平成30年4月17日(火)午後2時00分 定例会 (本庁舎2階 第3・4会議室) 【閉会時刻：午後5時03分】